

《屋内グラウンドの利用者へ》

○個人利用の場合は半面のみとし、他の利用者と共有して利用いただきます。

○5名以上の団体は半面若しくは全面の占有利用（団体利用）の利用料金が発生します。

○個人利用での申込み後、5名以上の団体での利用が確認された場合は、占有利用とみなし、別途占有利用の料金が発生します。

○占有利用されたい利用者は、受付に申し込んでください。占有利用となるため、利用料金が発生します。

○毎週や月数回など、決まった日に占有利用を希望する場合は、受付に申し込みください。また、毎月第1営業日より当月の予約が可能となります。電話、受付まで申し込みください。

多くの利用者がスポーツを楽しんでいただけるよう、共有利用へのご協力をお願いいたします。

上記につきましては、令和7年1月4日より運用を開始します。